

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成20年度工事監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年3月4日

南相馬市監査委員 佐藤 俊美

南相馬市監査委員 郡 俊彦

記

1. 監査の種類 工事監査

2. 監査の対象 鹿島区地域振興課所管

(工) 第12号 鹿島区役所庁舎耐震改修建築主体工事

3. 監査の期間 平成21年2月4日

4. 監査の方法

工事の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうか重点を置き、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿及び証拠書類を主体として照査検討を加え、関係職員の説明を聴取するとともに、実地を検証して監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、社団法人日本技術士会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、関係書類及び工事現場の調査を行った。

5. 対象工事の概要

(工) 第12号 鹿島区役所庁舎耐震改修建築主体工事

施工箇所 南相馬市鹿島区西町一丁目 地内

契約金額 144,480,000円

請負者 後藤建設工業株式会社

工期 平成20年6月18日～平成21年3月26日まで

工事概要 本庁舎 RC造+S造 3階建て A=1,210.57 m²

北庁舎 S造 2階建て A=492.92 m²

・耐震補強 一式

・改修工事 一式

- ・本庁舎 3 階部分撤去 一式
- ・吹付石綿除去工事 一式（特別管理産業廃棄物）

6. 監査の結果

監査対象工事については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、技術的細部にわたる事項・その他簡易な指導事項等については、その都度、関係者に改善指導を行った。

以下、各項目における監査の結果は次のとおりである。

(1) 計画

今回の耐震補強・改修設計ならびに改修工事によって、最新の耐震基準を十分に満足した耐震性の高い区庁舎に生まれ変わっており、事業計画の中で、改築ではなく改修を選択されたことも「最小のコストで最大の効果」を得ることが出来、極めて適切な判断であった。

(2) 設計

設計方針や内容については、特に問題はないと判断する。

なお、設計図書や書類に関して、一部未整備な部分が見受けられた。設計図書、書類、報告書の類は必要最小限の情報を細部において正確、且つ的確に表現することが重要であり、今後、関係書類の整備に努められたい。

(3) 積算・見積もり・予算

積算単価は県等の基準を用いており、特に問題はないと判断する。

(4) 入札・契約

特に問題はないと判断する。

(5) 施工

特に問題はないと判断する。